

令和7年度 浜松市職員採用試験案内

第IⅣ類

令和8年2月24日
浜松市人事委員会

第I類行政職員（大学・大学院等） 第Ⅳ類行政職員（民間企業等経験者） 採用予定日 令和8年7月1日

【第1次試験日】令和8年3月22日（日）

【申込期間】令和8年2月24日（火）午後1時～令和8年3月10日（火）午後1時【受信有効】

浜松市の求める人物像 ～変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員～

前例に捉われず、前向きに挑戦する志を持ち、浜松市民のために何ができるのか、自ら考え、自ら行動することができる人材を求めています。

本試験の主なポイント

- ◆ 第I類の試験区分について受験可能年齢の上限を上げました。（受験資格はP.2をご覧ください）

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分		採用 予定人数	主な職務内容
第I類	技術	8人程度	道路や橋梁、河川、上下水道などの公共インフラの土木工事の設計や監理、維持管理または都市計画などの業務
	免許資格	3人程度	精神保健福祉士に関する相談、支援や施策の企画立案から実施などの業務
第Ⅳ類	臨床心理士	若干名	児童・保護者に対する心理判定やカウンセリングなどの業務

※ 採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人（令和8年6月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和8年6月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和8年6月までに取得見込みの人を含む。）

(2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(3) 次のそれぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分		受験資格
第I類	技術 土木	次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法による大学（短期大学を除く）を令和8年6月までに卒業見込みの人 ② 学校教育法による大学院修士課程を令和8年6月までに修了見込みの人 ③ 平成3年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人 ④ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①、②、③に準ずる人 ⑤ その他①、②、③、④と同等の資格があると人事委員会が認める人
	免許資格 精神保健福祉士	平成3年4月2日以降に生まれた人で、精神保健福祉士の資格を有する人または令和8年6月までに行われる国家試験により資格取得見込みの人
第IV類	臨床心理士	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有し、臨床心理士としての職務経験が3年以上の人

※ 免許・資格取得見込みまたは学校等の卒業見込みで受験した人で、当該免許・資格を取得できなかった場合、または学校等を卒業できなかった場合は採用されません。

※ 「職務経験」について（第IV類のみ）

- ・ 企業（団体）等の従業員、自営業者として就業した期間をいいます。（受験資格に免許・資格が必要な場合、受験資格を満たす免許・資格を有し、その免許・資格を要する業務に携わっている期間をいいます。）
- ・ 職務経験が複数の企業（団体）等にわたっている場合には、それらの期間を通算することができます。ただし、同一の企業（団体）等での就業期間が1年未満のものを除きます。
- ・ 受験資格に定める経験年数は、申込日時点までの経験年数が対象となります。
- ・ 最終合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます。

3 試験日程

(1) 第I類技術（土木）

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[筆記試験] 3月22日(日)	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7)	【個別面接試験対象者の発表】 4月10日(金) 浜松市ホームページに個別面接試験対象者の受験番号を掲示します。
	[個別面接] 4月下旬	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7) または クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町2-1)	【第1次試験合格発表】 5月1日(金) 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[個別面接・小論文試験] 5月中旬	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7) または クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町2-1)	【最終合格発表】 5月下旬 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※ 第1次試験筆記試験の成績により、第1次試験個別面接の受験対象者を決定します。

(2) 第I類免許資格職（精神保健福祉士）、第IV類免許資格職（臨床心理士）

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[筆記試験] 3月22日(日)	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7)	【第1次試験合格発表】 4月10日(金) 浜松市ホームページに個別面接試験対象者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[個別面接・小論文試験] 4月下旬	浜松市地域情報センター (浜松市中央区中央一丁目12-7) または クリエート浜松 (浜松市中央区早馬町2-1)	【最終合格発表】 5月中旬 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

※ スケジュール、会場等に変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。

※ 第IV類「**臨床心理士**」の受験者は、第1次試験時に受験資格で定める**免許・資格の写しを提出**してください。

4 試験の内容

試験区分		第I類		第IV類	試験内容	
		土木	精神保健福祉士	臨床心理士		
試験方法						
第1次試験	筆記試験	教養試験	—	100	—	公務員として必要な一般知識および知能について、筆記試験を行います（120分）[別表1参照]
		専門試験	200	150	—	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。（土木は120分、精神保健福祉士は90分）[別表2,3参照]
	適性検査	—		100	言語的理解、論理的思考、数量的処理など公務の遂行に必要な基礎能力について、SPI3による筆記試験を行います。また、面接試験の参考するため、職務遂行上必要な資質、適性等について主に性格的な面から検査します。（120分程度）	
	職務経歴	—		100	経歴および職務経験について評価するほか、面接試験の参考とします（申込時に職務経歴書の提出を求めます。）	
	性格検査	○		—	面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。	
	個別面接	600	—		人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	
	合計	800	250	200		
第2次試験	小論文試験	100			課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。（60分）	
	個別面接	300			人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。	
	合計	400				

別表1 **筆記試験（教養）**の出題分野（40題・択一式）

精神保健福祉士	大学卒業程度以上の時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題、文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 ※自然に関する一般知識の出題はありません。（120分）
---------	--------------------------------------------------------------------------------------------

別表2 **筆記試験（専門）**の出題分野（30題・択一式）

土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、材料・施工（120分）
----	--------------------------------------------------

別表3 **筆記試験（専門）**の出題分野（記述式）

精神保健福祉士	精神医学と精神医療、現代の精神保健の課題と支援、精神保健福祉の原理、精神障害リハビリテーション論、精神保健福祉制度論、医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎 (90分)
---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ※1 土木は第1次試験筆記試験の成績により、第1次試験個別面接の受験対象者を決定します。
- ※2 最終合格者は、第2次試験の結果により決定します。**（第1次試験の結果は反映されません。）**
- ※3 どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※4 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかに関わらず**失格とすることがあります。**
- ※5 第1次試験の筆記試験（教養・専門<記述式を除く>）の例題は、浜松市ホームページで公開しています。

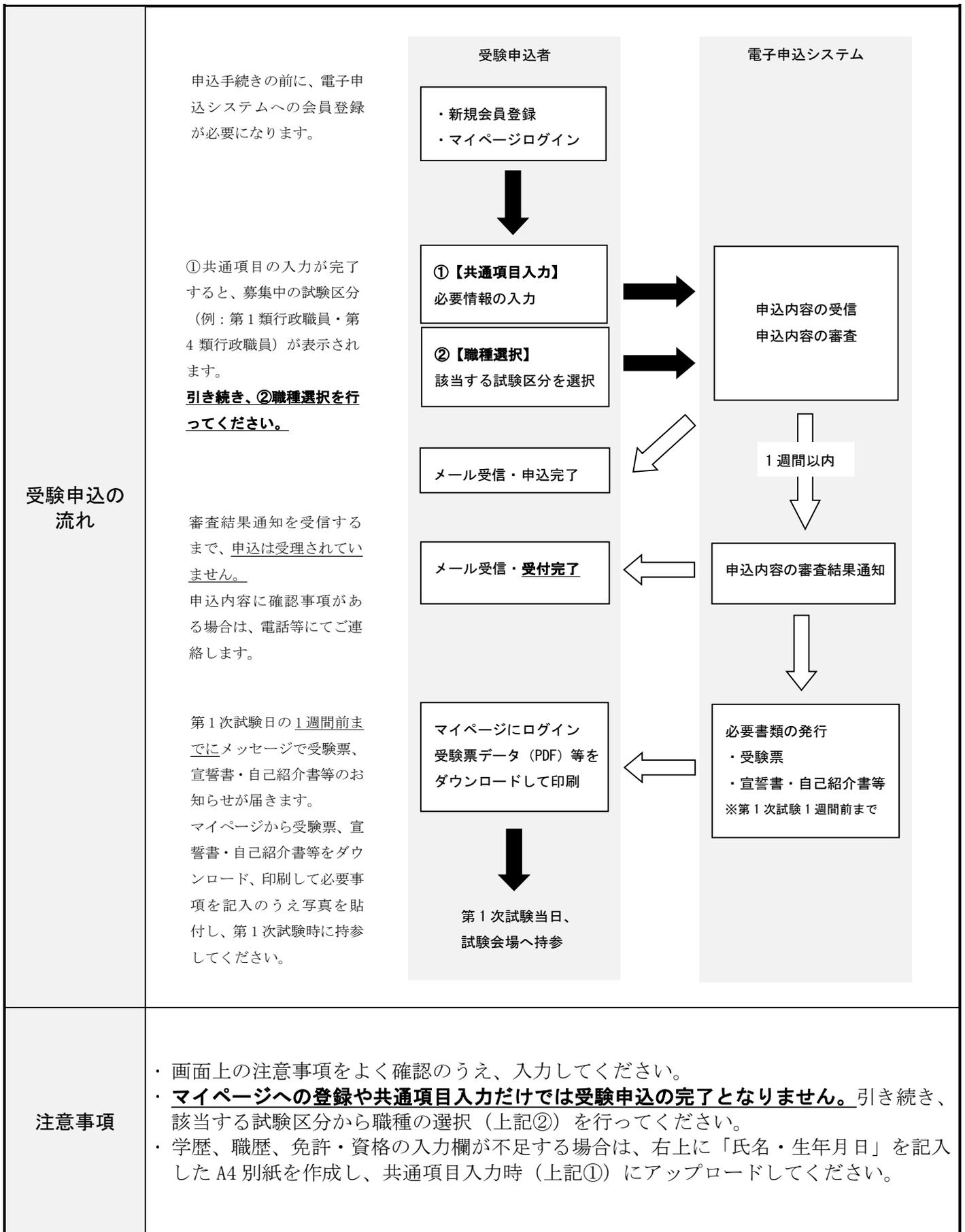
5 受験申込手続き

(1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続きを確認して申し込んでください。

※第IV類（臨床心理士）の申込みには、職務経歴書（作成方法等は、7ページをご確認ください）の電子データ添付が必要です。

手続きに必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）
申込期間等	<p>令和8年2月24日（火）午後1時から令和8年3月10日（火）午後1時</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 申込期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。



(2) 郵便での申込み（やむを得ない場合のみ）

<p>提出書類</p>	<p>①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、110円切手を貼付したもの）</p>
--------------------	------------------------------------------------------------

申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号）
申込期間等	令和8年2月24日（火）から 令和8年3月10日（火）※必着 <ul style="list-style-type: none"> 提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 郵送の際は必ず「簡易書留郵便」を利用してください。簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。 期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。
受験票等の発送	第1次試験日の1週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要な事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第1次試験時に持参してください。

(3) その他

- 以下の職種で申し込む人は、**第1次試験筆記試験時に該当する書類を持参してください。**
臨床心理士：受験資格に定める免許資格の写し
- その他提出書類は受験票発行の際にお知らせします。

6 職務経歴書の提出について（臨床心理士のみ）

(1) インターネットで申し込む場合

…**受験願書の入力の際に Microsoft Word または PDF 形式の電子データを添付してください。**

※お使いのブラウザなどにより、電子データを添付できない事象がまれに発生しています。この場合はお手数ですが、試験区分、応募者コード、氏名を記載したメールに職務経歴書の電子データを添付して、人事委員会事務局（jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp）まで送信してください。

(2) 郵便で申し込む場合

…**受験願書とともに提出してください。**

(3) 職務経歴書の作成に当たっては、以下の点に注意して作成してください。

- 用紙は日本産業規格 A4 縦とし、4 ページ以内としてください。
- 郵便で申し込む場合は、必ず両面印刷（2 枚・4 ページ以内）としてください。
- 用紙にはページ番号を付し、すべてのページの右上に、氏名、生年月日および日付を記入してください。
- 書式は任意としますが、必ず下記の「職務経歴書に記入すべき項目」を含めてください。（標準的な書式は、浜松市ホームページに掲載しています。）
- 受験資格に該当する職務経歴について作成してください。
- 手書きまたはパソコンの利用は問いません。
- 多色刷りも可としますが、評価の際は白黒で複写しますのでご注意ください。
- ホチキス留め等は不要です。

◇ **職務経歴書に記入すべき項目（全職種共通）**

- | | |
|-----------------------------------------------------------|------------------------|
| ① 日付（作成日または提出日） | } すべてのページの右上に記入してください。 |
| ② 氏名および生年月日 | |
| ③ 試験区分 | |
| ④ 志望の動機 | |
| ⑤ 活かすことのできる経験・知識・能力・資格 | |
| ・ 特にアピールしたい内容を具体的に記入してください。 | |
| ⑥ 職務経歴（企業名、事業内容、在職期間、雇用形態、職種、役職、担当業務、実績） | |
| ・ 職務経歴は、勤務した企業ごとにまとめてください。 | |
| ・ 複数の企業で勤務経験がある場合には、受験資格に算入する職務経歴は必ず記入し、それ以外は任意で記入してください。 | |

※職務経歴書の最後の行には、「以上」を忘れずに記入してください。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として令和8年7月1日です。
 - ※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
 - ※ **採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。**
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
 - ※ **受験資格に定める免許や資格を取得できなかった人や、学校等を卒業できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。**
 - ※ **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**
- (6) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、こどもと接する業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。

8 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。（以下、令和8年2月24日現在のもの。）

(1) 初任給

	職 種	区 分	年 齢	職務経験年数	初任給月額
第I類	土木	大学卒	22歳	—	約249,000円
		大学院修士課程修了	24歳	—	約260,000円
	精神保健福祉士	大学卒	22歳	—	約249,000円
第IV類	臨床心理士	大学院 修士課程修了	30歳	6年	約285,000円
			40歳	16年	約338,000円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

卒業後の経歴または免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料（本給）、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.65カ月分が支給されます。

（採用初年は採用される月によって異なります。）

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

(4) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

- (5) 勤務場所
原則として、浜松市内の施設等。ただし、職種、職務内容等により異なる場合があります。
- (6) 休日等
原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。
- (7) 休暇等
年次休暇（年間 20 日付与（採用初年は採用される月によって異なります。）、未使用分は 20 日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。
- (8) 喫煙について
健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。原則勤務場所での喫煙はできませんが、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置として、特定屋外喫煙場所（本庁舎本館屋上）を設置しています。※毎月 22 日は閉鎖

9 注意事項等

- (1) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (4) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**
- (5) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。
- ① 公権力の行使に当たる業務
（市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など）
[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制
- ② 公の意思の形成に参画する職（行政の企画、立案、決定等に関与する職）
- (6) 第 1 次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**第 1 次試験合格発表日以後 1 カ月間**に限り本人からの申請（インターネット・郵便）に基づいてお知らせします。
- ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
 - ・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し 110 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問い合わせ先まで郵送してください。
 - ・第 2 次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。
- (7) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

◎ 試験会場案内図

浜松市地域情報センター（浜松市中央区中央一丁目12番7号）

クリエート浜松（浜松市中央区早馬町2番地の1）

※駐車場はありませんので、必ず電車等の公共交通機関を利用してください。また、会場周辺の道路混雑の緩和や環境に配慮し、やむを得ない場合を除き、自家用車による送迎もご遠慮ください。



10 お問い合わせ先

浜松市人事委員会事務局

- ・ TEL 053-457-2201（平日 8時30分～17時15分）
- ・ FAX 053-457-2089
- ・ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号（地域情報センター3階）

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）およびLINE公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE公式アカウントの登録をお願いいたします。

● 浜松市職員採用ホームページ

浜松市 職員採用

検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shise/shokuinsaiyo/index.html>

採用試験情報のほか、浜松市の仕事研究に役立つ紹介動画や先輩職員からのメッセージ、TOPICS など、様々なコンテンツを掲載しています。



● 浜松市LINE公式アカウント「浜松市役所職員採用情報」

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=wpr0868p>

最新の採用試験情報、イベント情報を随時発信しています。



● 「浜松市役所仕事研究ガイド」

仕事研究ガイド

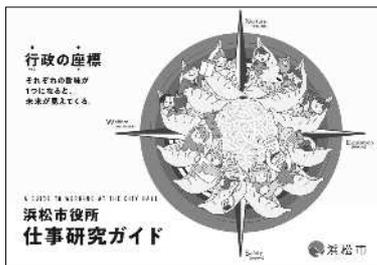
検索

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/jinji-iinkai/officer/guide.html#guide2401>

各区役所区振興課、行政センター、支所等に配架しています。
電子ブックでも閲覧可能です。



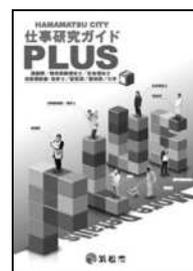
< 総合版 >



< 入門編 >



< 技術職・免許資格職 特化版 >



● 「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」に認定

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/wellnessproject/kyogikai/hamamatsuyuryohojin.html>

浜松市では、働きやすい環境を整えるため、職員の心身の健康づくりに積極的に取り組む「健康経営」を実践しています。
政令指定都市および静岡県内自治体では、浜松市が初めての認定取得団体です。浜松市における健康経営の取組みをご覧ください。



2025
健康経営優良法人
KENKO Investment for Health
大規模法人部門



